

倉吉市地域防災計画（平成 30 年度修正案）に対する意見募集の結果について

1 意見募集の実施について

- (1) 募集期間 平成 30 年 6 月 13 日（水）～7 月 2 日（月）
- (2) 募集方法 市内の公共施設に閲覧図書等の設置及び倉吉市ホームページにより周知
- (3) 応募件数 2 件（郵送によるもの 1 件、持参によるもの 1 件）

2 意見募集の結果と対応方針について

No.	意見（要旨）	対応方針
1	<p>第 2 編 災害予防計画 第 17 章 防災通信体制整備計画</p> <p>糸魚川市で発生した大規模火災において、火災発生及び火災拡大中の住民への情報伝達が不十分であったと言われている。</p> <p>火災は、最も身近で最も緊急を要する災害である。</p> <p>火災が発生した場合、消防署、消防団が到着するまでに、住民による自助活動、自主防災組織による共助活動及び住民に注意を呼びかけ、避難行動の迅速化を図る対策として、サイレン、放送、メール等で迅速に地域住民に連絡する情報伝達システムの構築を防災計画に盛り込むことが必要と考える。</p>	<p>御意見のとおり、災害時に自助及び共助による適切な防災活動を行っていただくためには、市民の皆様に対し、迅速かつ正確な防災情報を伝達することが極めて重要であると考えています。</p> <p>そのような観点から、本市の地域防災計画の「第 2 編 災害予防計画」の「第 17 章 防災通信体制整備計画」において、災害時にどのような状況下でも確実に情報を伝達できるよう、防災行政無線、メール等の多様な通信手段の確保に努めることを明記していますが、「迅速化」という点には、触れておりません。</p> <p>御意見を踏まえ、防災通信体制の整備にあたっては、「多様化」に加え、「迅速化」にも努めるように計画を修正します。</p>
2	<p>第 2 編 災害予防計画 第 23 章 避難行動要支援者避難体制整備計画</p> <p>災害時に安心して避難できるシステムを構築するため、聴覚・視覚障がい者への伝達方法に関し、音声情報や文字情報で正確に伝わるように配慮する旨を地域防災計画に明記していただきたい。</p>	<p>過去の災害において、避難情報が障がい者を含む避難行動要支援者に届かず、逃げ遅れて被害を受けられるという事例が多く発生しており、御意見のとおり、避難行動要支援者一人ひとりの状態を踏まえ、的確に情報が伝達できる体制の構築が必要と考えています。</p> <p>そのような観点から、本市の地域防災計画の「第 2 編 災害予防計画」の「第 23 章 避難行動要支援者避難体制整備計画」において、避難行動要支援者ごとに避難支援プラン（個別避難計画）の策定に取り組むこととしており、そのプランの中で、一人ひとりの状態を踏まえ、的確に情報を伝達できる具体の手法を定めることとしています。</p> <p>現在、本市では、聴覚・視覚障がい者の方に</p>

		<p>確実に情報伝達を行うため、防災行政無線の戸別受信機（音声放送器又は文字放送器）を無償貸与していますが、これを含め、複数の伝達手法を定めることが重要と考えるので、その点を計画に詳記します。</p>
3	<p>第3編 災害応急対策計画 第32章 要配慮者の支援計画</p> <p>避難所における障がい者への適切な配慮を行うため、次の事項を地域防災計画に盛り込んでいただきたい。</p> <p>○支援が必要な人の受付時の確認を徹底すること。</p> <p>○支援の必要な人が支援を受けやすく、そして、周囲の人も支援をしやすくなるような環境を整えるため、ネームやベスト等の着用により、分かりやすく表示するような取組を盛り込むこと。（ただし、本人や家族の意向に配慮し、本人等が希望した場合に限ることを条件として付すこと。）なお、表示方法に関し、「ヘルプマーク」の活用も検討すること。</p>	<p>過去の災害において、避難所で要配慮者が適切な支援を受けられなかったという事例が多く発生しており、御意見のとおり、避難所における環境整備が重要と考えています。</p> <p>そのような観点から、地域防災計画の「第3編 災害応急対策計画」の「第32章 要配慮者の支援計画」において、避難所において、要配慮者専用の相談窓口の設置、要配慮者に対する問診等による健康状態等の把握し、避難生活に必要な支援を検討することとしています。</p> <p>しかし、御意見のとおり、不特定多数の人が共同生活を送る避難所では、周囲の人が要配慮者を認知していなければ、要配慮者本人が支援を受けづらくなるケースもあると考えます。</p> <p>御提案いただいた「要配慮者の表示」に関しては、本人等が希望した場合には、要配慮者が支援を受けやすくするための環境を整える上で有効と考えますので、受付時等の意向確認、表示方法等を含め、計画を修正します。</p>